

平成30年度 再生可能エネルギー設備等導入に係る市町村助成制度

太陽光発電設備

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
			電話番号		方法	設備要件	対象	限度額・利率		
山形市	環境課	地球温暖化対策係	023-641-1212 (内線679)	平成30年度山形市太陽光発電・地中熱利用空調設備導入事業費補助金	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市税に滞納がないこと ・市内の自宅に発電設備を導入する個人(住宅用) ・市内にある事業の用に供する建築物に発電設備を導入する個人または法人(事業所用) ・配電線と逆潮流有りで連系すること(余剰配線であること) ・平成30年度に電力会社と電力受給を開始するものであること。 ・未使用品であること ・過去に市の補助金を受けていないこと 	出力1kWあたり2万円 上限 ・住宅用:4kWまで ・事業所用:15kWまで	年3回募集 (1回目)平成30年4月23日～6月14日 (2回目)平成30年7月17日～9月13日 (3回目)平成30年10月15日～11月29日	
鶴岡市	環境課		25-2111	鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備を設置する者で、全量売電といった事業性のない設備に限る。 ・市内に住所を有する個人、市内に本店を置く法人又は町内会等 ・再生可能エネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は市内に事業所を有する業者から購入した再生可能エネルギー設備を自ら設置する者 ・補助金申請年度の3月末日までに、実績報告書を提出できる者 ・市税に滞納がない者 	出力1kWあたり1.5万円 (上限額12万円)	平成30年4月～平成31年2月	
寒河江市	市民生活課 環境保全推進室	環境衛生係	0237-86-2111	寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	出力10kw未満	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する(予定含む)個人 ・市内に事業所を有する法人 ・平成30年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品で、新設又は増設であること 	出力1kwあたり3万円(上限額12万円)	平成30年4月～平成31年2月	
村山市	市民環境課	生活環境係	0237-55-2111 (内線116)	平成30年度村山市太陽光発電システム等設置事業補助金	補助金	個人:出力4kW上限 事業者:出力10kW上限	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告時に市内に住所を有する個人及び事業者 ・平成30年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品で、新設であること 	出力1kWあたり3万円(上限個人4kW事業者10kW未満)	平成30年4月～平成31年2月	
長井市	市民課	生活環境係	0238-87-0681	平成30年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助事業	補助金	発電出力10kw未満	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人(予定を含む。)又は市内に事業所を有する法人のいずれかであること。 ・市税等(市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料)を滞納していない者であること。 ・平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金の交付決定を受けている者であること。 ・未使用品であること 	1kwあたり2万円(上限5万円)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	

平成30年度 再生可能エネルギー設備等導入に係る市町村助成制度

太陽光発電設備

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
			電話番号		方法	設備要件	対象	限度額・利率		
天童市	生活環境課	環境保全推進係	023-654-1111	平成30年度天童市住宅用太陽光発電システム設置支援事業	補助金	出力10kW未満	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する(予定を含む)個人 ・平成30年度中に着工し、完成する事業(申請時未着工であること) ・電力会社と余剰電力受給契約を締結していること ・未使用品であること ・過去に同様の補助金を受給していないこと ・市税の滞納がない者 	出力1kWあたり3万円(限度額12万円)	平成30年4月～ 予算に達し次第終了	
東根市	生活環境課	生活環境係	0237-42-1111	東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金	補助金	出力10kW未満	<ul style="list-style-type: none"> ・東根市に居住もしくは居住予定の専用住宅、併用住宅または住宅に附属する車庫・物置等へ設置すること ※既に本事業の補助を受けた住宅等は除く ・平成30年度に着工し、完了すること ・未使用品であること 	出力1kWあたり3万円 上限:12万円	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※土日祝日は除く	
尾花沢市	環境整備課	生活環境係	0237-22-1111	尾花沢市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	住宅用・事業所用	市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する団体又は法人。	1kWあたり3万円(上限12万円)	平成30年4月～平成31年3月	
南陽市	市民課	環境係	0238-40-8256 (直通)	平成30年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金	補助金	出力10kW未満	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・平成30年4月1日以降に対象システムを設置する者 ・市税に滞納がない者 ・平成30年2月1日以降に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた方 	出力1kWあたり1万円(上限3万円)	平成30年4月～	家庭用のみ
中山町	住民税務課	住民グループ	023-662-2113	平成30年度中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・出力10kW未満 ・未使用品であること ・余剰電力について電力会社と電力受給契約を締結するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する(予定含む)個人 ・平成30年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品であること 	出力1kWあたり2.5万円 (上限額:新築6万円、既築12万円)	平成30年4月～平成31年3月	
河北町	河北町	生活環境係	0237-73-2116	平成30年度河北町太陽光発電システム設置事業費補助金	補助金	出力10kW未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者(予定含む)個人 ・町内に事業所を有する法人 ・平成30年度中に着工し、完成する事業 ・町税等の滞納がないこと ・未使用品であること 	出力1kWあたり3万円(上限12万円)	平成30年4月～平成31年3月	

平成30年度 再生可能エネルギー設備等導入に係る市町村助成制度

太陽光発電設備

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
			電話番号		方法	設備要件	対象	限度額・利率		
朝日町	税務町民課	環境・固定資産税係	0237-67-2107	朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金	補助金	低圧配電線と逆潮流ありで連系し、太陽電池の最大出力の合計が10kW未満。未使用品であること。	・町内に住所を有する者(予定含む) ・申請年度内に実績報告書を提出できる者 ・町税等の滞納がないこと ・自ら居住する住宅、付属する車庫、物置等へ新規に設置するもの	出力1kWあたり3万円(上限12万円)	平成30年4月～平成31年3月	
最上町	交流促進課エネルギー産業推進室	エネルギー産業推進係	0233-43-2262	最上町エネルギー利用効率化推進補助金	補助金	出力10kW未満	町内に住所を有する個人 町内に事業所を有する法人 未使用品であること	出力1kWあたり3万円(上限10kW未満)上限10万円	平成30年4月～平成31年3月	災害時における共助の協力を必須とする。
舟形町	まちづくり課	企画調整係	0233-32-2111	舟形町再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金	補助金	-	・町内に所在する自らが居住する住宅に補助対象設備を導入する者 ・町内に所在する事業所に補助対象設備を導入する事業者 ・税等に滞納がない世帯又は事業者 ・過去に当該補助金の補助金額上限を超えていないこと。	出力1kWあたり3万円(上限額:12万円)	平成30年4月～平成31年3月	
真室川町	町民課	生活環境担当	0233-62-2111	真室川町太陽光発電装置事業費補助金	補助金		・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所を有する法人 ・平成30年度中に着工し完成する事業 ・未使用品で新設であること	対象事業費の1/10(上限20万円)	平成30年4月～平成31年3月	
鮭川村	住民税務課	危機管理室	0233-55-2111	平成30年度鮭川村再生可能エネルギー設備導入事業	補助金	発電量10kw未満	村内に住所を有する個人	20万円	平成30年4月～平成30年10月	
戸沢村	住民税務課	住民生活係	0233-72-2111	平成30年度太陽光発電装置等設置事業費補助金	補助金	発電出力10kW未満	戸沢村内において自ら居住し、若しくは居住する予定である村内の専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の1/2以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に付属する車庫、物置等及び事業所等へ新規に設置する事業	1/10(上限20万円)	平成30年4月～平成31年3月	

平成30年度 再生可能エネルギー設備等導入に係る市町村助成制度

太陽光発電設備

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
			電話番号		方法	設備要件	対象	限度額・利率		
白鷹町	町民課	くらし環境係	0238-85-6131	平成30年度白鷹町再生可能エネルギー推進事業費補助金	補助金	出力10kW未満	(1)町内に住所を有し、かつ、自ら居住する住宅を有する(予定を含む。)個人であること。 (2)町税等(町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料及び下水道使用料)を滞納していないこと。 (3)山形県の平成30年度再生可能エネルギー設備導入事業費補助金(以下「県の補助金」という。)の申請が受理されていること。 (4)山形県内に事業所(販売店及び代理店を含む。)を有する施工業者が施工する工事であること。	出力1kWあたり2.5万円 (上限額:10万円)	平成30年4月～平成31年2月	
飯豊町	住民税務課	生活環境室	0238-87-0514	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	補助金		県の再生可能エネルギー設備導入事業費補助金(太陽光発電設備)の交付決定を受けている者	対象システムに取り付けられた太陽電池の最大出力に1キロワット当たり20,000円を乗じて得た額とし、60,000円を上限とする。	平成30年4月～平成31年3月	
三川町	建設環境課	環境整備係	0235-35-7036	住宅用太陽光発電システム設置補助金	補助金	1. 最大出力10キロワット未満 2. 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計等で構成されているもの(必ずしも、単体の要素であることを要しない。) 3. 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動及び自動停止)を行うもの。 4. 電池モジュールは日本工業規格JISC8918又JISC8939に定められた性能を満たすもの。 5. 未使用品 6. 国内にアフターサービスの窓口を有し、かつ、サービス及びメンテナンス体制が用意されたメーカー等の製品	1. 自ら居住し、若しくは居住する予定である町内の住宅(店舗、事務所等との兼用可。)又はその住宅に付属する車庫、物置等に対し新規に設置するもの。 2. 対象工事に係る工事請負契約を締結し、かつ、申請者及び同一世帯となる家族全員が町税(国民健康保険税、上下水道料金を含む。)の滞納がない者。	太陽電池の最大出力に3万円/kWを乗じて得た金額(千円未満切り捨て)とし、12万円を上限とする。	平成30年4月～平成31年3月	

平成30年度 再生可能エネルギー設備等導入に係る市町村助成制度

太陽光発電設備

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
			電話番号		方法	設備要件	対象	限度額・利率		
遊佐町	地域生活課	環境係	0234-72-5881	平成30年度遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備が設置される住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの 出力10kW未満	・町内に住所を有する(予定を含む)個人 ・町内に事業所を有する法人 ・町内の住宅、事業所に設備を設置する方 ・電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結すること ・平成30年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品で、新設又は増設であること ・町税等に滞納がないこと。	出力1kWあたり3万円(上限5kW)	平成30年4月～平成31年3月	
県内各市町村	担当課は各市町村にお問い合わせください。 (県の担当課)建築住宅課 023-630-2154			山形県住宅リフォーム総合支援事業	補助金	太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備を設置するリフォームに対して補助を受けられる場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。		工事費の10%(上限20万円) (一定の要件を満たす場合、補助率・上限を引上げ) ※市町村によっては、県補助金への上乗せがあります。		